

資料 2 協定関係

2-1 宮崎県市町村防災相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提供するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を

待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年8月29日

記名押印 〔略〕

2-2 九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第2条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第3条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部に統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第5条第1号から第5号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第4条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送道路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援

六 その他応援のため必要事項

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号から第5号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域に割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他へ圏域の災害への対応)

第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事	小川 洋	宮崎県知事	河野 俊嗣
佐賀県知事	古川 康	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎
長崎県知事	中村 法道	沖縄県知事	仲井眞 弘多
熊本県知事	蒲島 郁夫	山口県知事	二井 関成
大分県知事	広瀬 勝貞		

2-3 宮崎県消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。

なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

（応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書47通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成7年6月19日

改正 平成18年7月20日

附 則（平成18年7月20日）

この協定は、平成18年7月20日から効力を生ずるものとする。

記名押印 〔略〕

2-4 消防相互応援協定書

宮崎県串間市長 鈴木 重 格（以下「甲」という。）と鹿児島県志布志市長 本 田 修一（以下「乙」という。）とは、消防の相互応援に関し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、近年における各種災害の様相が複雑多様かつ大型化の傾向にあることにかんがみ、これら災害の予防、鎮圧に万全を期するため、甲、乙相互間の消防力を活用し、不測の事態に対処することを目的とする。

（応援の種別と方法）

第2条 応援の種別と方法は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のため、火災発生地の長の要請に基づき出動する応援
- (2) その他の災害に対し、災害発生地の長の要請に基づき出動する応援

2 前項の応援については、甲乙双方の区域内の消防、警備上に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。この場合において、甲及び乙の長が火災若しくは災害の規模に応じて応援隊の増強が必要と認めたときは、随時に増強することができる。

3 火災又はその他の災害の発生が県境に接する地域周辺部におけるものであるときは、甲又は乙は、第1項の規定にかかわらず、発生地 of 長の応援要請を待たずに出動することができるものとする。この場合、応援側は、受援側に直ちに連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の場所、種別、規模又は被害の情況
- (2) 応援を要する人員、車両及び機器材の種別と数量
- (3) 応援隊の受領（誘導員配置）場所
- (4) その他必要な事項

2 受援側は、応援を要請したときは、必要に応じて応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、受援地の消防団長等とする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に達し難いときは、直接、隊員に指揮することができる。

（報告）

第5条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援隊の活動状況等を現地指揮者に報告するもの

とする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援隊の消耗品、機械、器具の小破損及び燃料等消耗に要した経費は応援側の負担とする。ただし、機械、器具の小破損以外の現地調達については、受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の諸手当及び被服の損料等は、応援側の負担とする。ただし、災害の規模によって鎮圧し難く、引き続き2日以上の出動を要したときの諸手当については、甲、乙の協議によって決定する。
- (3) 応援隊の食糧供給及び化学消火薬剤の使用については、受援側の負担とする。
- (4) 応援側の機械、器具の重大な破損に要する経費については、甲、乙協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 応援に際し、発生した応援隊員の公務災害補償及び第三者への損害負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援隊の消防団員（以下「団員」という。）の公務災害補償法による給付事務等については応援側で対処する。
- (2) 応援隊の団員の公務災害補償法の規定による給付以外の給付については、応援側の法令を適用し、受援側がこれを負担する。ただし、法令にない給付については、甲、乙協議の上決定する。
- (3) 応援隊が、出動中に惹起した第三者に対する人畜の死傷及び建造物、その他の物件の損害の賠償については、甲、乙協議の上決定する。ただし、この場合において、第三者に与えた損害が交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険の範囲内においては、応援側がこれを対処する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 宮崎県串間市大字西方5550番地

串間市長 鈴木 重 格 ㊟

乙 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市長 本 田 修 一 ㊟

2-5 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

日南市、串間市、北郷町及び南郷町（以下「協定市町」という。）は、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内で災害が発生した場合において、円滑に協定市町間相互で応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡窓口体制）

第4条 協定市町は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援要請の項目）

第5条 応援要請の項目は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急活動に必要な職員の派遣並びに車両及び資機材の提供
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (8) その他応援のために必要な事項

（応援要請の手続）

第6条 被災市町の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

（応援の実施）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 応援市町は、前項の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、特に緊急を要し、前条の要請を待ついとまがないと判断される場合には同条の要請を待たずに応援を行

うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第8条 応援部隊は、応援を要請した協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めがある場合を除き、応援を受けた協定市町の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の対応)

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、協定市町は、地域防災計画を交換するほか、応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会議を開催し必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、宮崎縣市町村防災相互応援協定等その他の協定を排除するものではない。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月1日

日南市中央通一丁目1-1

日南市

代表者 日南市長

串間市西方5550番地

串間市

代表者 串間市長

北郷町郷之原乙1477番地

北郷町

代表者 北郷町長

南郷町南町8-1

南郷町

代表者 南郷町長

2-6 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

水道法第6条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」（平成8年8月29日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

（用語）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

（連絡担当課）

第2条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応急復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

（応援要請等）

第4条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動する

ものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画(以下、「基本計画」という。)を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年7月24日

記名押印 [略]